

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 新旧対照条文

- 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）（第一条関係）……………1
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）（第二条関係）……………4
- 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（第三条関係）……………6
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）（第四条関係）……………8
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）（第五条関係）……………11
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）（第六条関係）……………16
- 運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年経済産業省告示第五百八十九号）（第七条関係）……………21
- 安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）（第八条関係）……………23
- 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）（第九条関係）……………25
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）（第十条関係）……………30
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十二号）（第十一条関係）……………32
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示

○ 示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）（第十四条関係）	37
○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）（第十四条関係）	37
○ ない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号）（第十三条関係）	35
○ 核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない（第十二条関係）	34
○ する件（平成二十一年経済産業省告示第二百九十一号）（第十二条関係）	34

○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

(昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号) (第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)(第八十八条、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。)(第二十六条第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号。以下「貯蔵規則」という。)(第三十四条において使用する用語の例による。</p> <p>(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)</p> <p>第二条 実用炉規則第八十八条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条の規定に基づく核燃料物質</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)(第十三条及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号。以下「貯蔵規則」という。)(第三十四条において使用する用語の例による。</p> <p>(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)</p> <p>第二条 実用炉規則第十三条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条の規定に基づく核燃料物質等</p>

等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）第二条第一号に定めるA←2値の一万分の一とする。

2 実用炉規則第八十八条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 実用炉規則第八十八条第一項第二号ロ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 四 (略)

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 実用炉規則第八十八条第一項第四号、実用炉技術基準規則第二十六条第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに貯蔵規則第三十四条第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 六 (略)

(危険物)

の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）第二条第一号に定めるA←2値の一万分の一とする。

2 実用炉規則第十三条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 実用炉規則第十三条第一項第二号ロ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 四 (略)

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 実用炉規則第十三条第一項第四号及び貯蔵規則第三十四条第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 六 (略)

(危険物)

第五条 実用炉規則第八十八条第一項第六号及び貯蔵規則第三十四条第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(標識)

第六条 実用炉規則第八十八条第一項第十号及び貯蔵規則第三十四条第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 実用炉規則第八十八条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 十 (略)

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 実用炉規則第八十八条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

第五条 実用炉規則第十三条第一項第六号及び貯蔵規則第三十四条第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(標識)

第六条 実用炉規則第十三条第一項第十号及び貯蔵規則第三十四条第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 実用炉規則第十三条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 十 (略)

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 実用炉規則第十三条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

[

○船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（放射線業務従事者の線量限度）</p> <p>第五条 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量については、第四号の規定は通用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者、使用者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の八第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限る。）（以下この条において「原子炉設置者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（放射線業務従事者の線量限度）</p> <p>第五条 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量については、第四号の規定は通用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を原子炉設置者、使用者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の八第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限る。）（以下この条において「原子炉設置者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

[

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示

(平成十二年科学技術庁告示第十三号) (第四条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用)</p> <p>第一条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二の九第一号ハ、第七條の三、第七條の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条第二項第二号及び第四号、第八條第三項、第九條第一号ハ、第十條、第十六條第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)第十四條第一号及び第十五條第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)第十六條第一号並びに第十八條第一号、第四号及び第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第一条の二第二項第八号及び第九号、第十三條第三項、第十四條第一号ハ、第十五條、第十九條第四号及び第六号並びに別記</p>	<p>(適用)</p> <p>第一条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二の九第一号ハ、第七條の三、第七條の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条第二項第二号及び第四号、第八條第三項、第九條第一号ハ、第十條、第十六條第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)第十四條第一号及び第十五條第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)第十六條第一号並びに第十八條第一号、第四号及び第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第一条の二第二項第八号及び第九号、第十三條第三項、第十四條第一号ハ、第十五條、第十九條第四号及び第六号並びに別記</p>

様式第五の注2、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第三号及び第四号、第二十六条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十三条第四号及び第六号並びに別記様式第一の注3、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第十一条第一号並びに第十五条第一号、第四号及び第五号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第二条第二項第十四号及び第十五号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第二条第四号及び第六号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条、第八十二条第四号及び第七号並びに様式第二の注3並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第三号及び第四号、第四十四条第三項、第五十三条第一号ハ、第五十四条、第六十一条第四号及び第六号並びに別記様式第二の注2の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

様式第五の注2、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第三号及び第四号、第二十六条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十三条第四号及び第六号並びに別記様式第一の注3、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第十一条第一号並びに第十五条第一号、第四号及び第五号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十号）第二十七条第一項第一号及び第二十九条第三号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第二条第四号及び第六号、第二十五条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十四条第四号及び第七号並びに様式第二の注3並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第三号及び第四号、第四十四条第三項、第五十三条第一号ハ、第五十四条、第六十一条第四号及び第六号並びに別記様式第二の注2の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

(線量等の記録)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六條第三項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十二條第三項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四條第三項に規定する線量当量並びに使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六條第三項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十二條第三項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四條第三項に規定する線量当量率は、第十一條第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2
(略)

(線量等の記録)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六條第三項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五條第三項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四條第三項に規定する線量当量並びに使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八條第三項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六條第三項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五條第三項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四條第三項に規定する線量当量率は、第十一條第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2
(略)

○核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十五条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第八十三条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「研究開発段階炉基準」という。）第十五条第六号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研究開発段階炉規則」という。）第三十二条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一</p>

業に関する規則（以下「第一種廃棄物埋設規則」という。）第六十条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第二条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 （略）

種廃棄物埋設規則」という。）第六十条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第二条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 （略）

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号ロ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号ロ、研開炉規則第八十三条第一項第二号ロ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 四 (略)

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 加工規則第七条の六第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第三号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第三号、研開炉技術基準規則第三十八条第六号、研開炉規則第八十三条第一項第四号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第三号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物(研開炉技術基準規則第二十五条第五号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号ロ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号ロ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号ロ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 四 (略)

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 加工規則第七条の六第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第三号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第三号、研究開発段階炉技術基準第十五条第六号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第四号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第三号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物(研究開発段階炉技術基準第十五条第五号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

二〇六 (略)

(危険物)

第五条 加工規則第七条の六第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第五号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第五号、研開炉規則第八十三条第一項第六号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第五号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(標識)

第六条 加工規則第七条の六第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第九号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第九号、研開炉規則第八十三条第一項第十号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第九号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 加工規則第七条の六第二項、再処理規則第十四条第二項、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項、

二〇六 (略)

(危険物)

第五条 加工規則第七条の六第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第五号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第五号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第六号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第五号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(標識)

第六条 加工規則第七条の六第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第九号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第十号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第九号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 加工規則第七条の六第二項、再処理規則第十四条第二項、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項、

廃棄物管理規則第三十二条第二項、研開炉規則第八
十三條第二項及び第一種廃棄物埋設規則第六十條第
二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる
事項を記載した申請書によって行うものとする。

一〇十 (略)

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 加工規則第七条の六第二項ただし書、再処理規
則第十四條第二項ただし書、第二種廃棄物埋設規則
第十八條第二項ただし書、廃棄物管理規則第三十二
條第二項ただし書、研開炉規則第八十三條第二項た
だし書及び第一種廃棄物埋設規則第六十條第二項た
だし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、
十ミリシーベルト毎時とする。

廃棄物管理規則第三十二条第二項、研究開発段階炉
規則第三十二条第二項及び第一種廃棄物埋設規則第
六十條第二項の規定による承認の申請は、次の各号
に掲げる事項を記載した申請書によって行うものと
する。

一〇十 (略)

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 加工規則第七条の六第二項ただし書、再処理規
則第十四條第二項ただし書、第二種廃棄物埋設規則
第十八條第二項ただし書、廃棄物管理規則第三十二
條第二項ただし書、研究開発段階炉規則第三十二條
第二項ただし書及び第一種廃棄物埋設規則第六十條
第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当
量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示

(平成十三年経済産業省告示第百八十七号) (第六条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) 第二条第二項第四号 及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ 、第七十九条、第九十条第四号及び第七号、第三百十 六条第一項、様式第二の注4並びに様式第八の備考4 、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関 する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号 。以下「実用炉技術基準規則」という。) 第三十九条 第一項第一号及び第四十二条第一項、使用済燃料の貯 蔵の事業に関する規則(以下「貯蔵規則」という。) 第一条第二項第二号及び第三号、第二十七条第三項、 第二十九条第一号ハ、第三十条、第三十五条第四号及 び第六号、第四十八条第一項、様式第二の注4並びに 様式第七の備考4並びに使用済燃料貯蔵施設の設計及 び工事の方法の技術基準に関する省令(以下「貯蔵設 計規則」という。) 第十四条第一号の線量等につい ては、この告示の定めるところによる。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) 第一条第二項第四号 及び第六号、第七条第三項、第八条第一号ハ、第九条 、第十五条第四号及び第七号、第二十四条第一項、様 式第二の注4並びに様式第六の備考4、使用済燃料の 貯蔵の事業に関する規則(以下「貯蔵規則」という。) 第一条第二項第二号及び第三号、第二十七条第三項 、第二十九条第一号ハ、第三十条、第三十五条第四号 及び第六号、第四十八条第一項、様式第二の注4並び に様式第七の備考4並びに使用済燃料貯蔵施設の設計 及び工事の方法の技術基準に関する省令(以下「貯蔵 設計規則」という。) 第十四条第一号の線量等につい ては、この告示の定めるところによる。</p>

(実用炉規則第二条第二項第四号等の線量等)

第二条 実用炉規則第二条第二項第四号及び貯蔵規則第一条第二項第二号の原子力規制委員会の定める線量、濃度又は密度は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 (略)

(実用炉規則第二条第二項第六号等の線量限度)

第三条 実用炉規則第二条第二項第六号、実用炉技術基準規則第四十二条第一項及び貯蔵規則第一条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 (略)

(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率等の記録)

第四条 実用炉規則第六十七条第一項の表第四号イ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イの線量当量率並びに実用炉規則第六十七条第一項の表第四号ハ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハの線量当量は、第十一条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。

2 実用炉規則第六十七条第一項の表第四号ニ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニの放射線業務従事

(実用炉規則第一条第二項第四号等の線量等)

第二条 実用炉規則第一条第二項第四号及び貯蔵規則第一条第二項第二号の原子力規制委員会の定める線量、濃度又は密度は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 (略)

(実用炉規則第一条第二項第六号等の線量限度)

第三条 実用炉規則第一条第二項第六号及び貯蔵規則第一条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 (略)

(放射線遮へい物の側壁における線量当量率等の記録)

第四条 実用炉規則第七条第一項の表第四号イ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イの線量当量率並びに実用炉規則第七条第一項の表第四号ハ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハの線量当量は、第十一条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。

2 実用炉規則第七条第一項の表第四号ニ及び貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニの放射線業務従事者の

者の線量は、次について記録するものとする。

一～三 (略)

3 実用炉規則第六十七条第一項の表第四号ホ及びヒ並びに貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びヒへの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 (略)

(表面密度限度)

第五条 実用炉規則第七十八条第一号ハ及び貯蔵規則第二十九条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、別表第一のとおりとする。

(放射線業務従事者の線量限度)

第六条 実用炉規則第七十九条第一項第一号及び貯蔵規則第三十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 (略)

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第四十三條の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等及び法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等

線量は、次について記録するものとする。

一～三 (略)

3 実用炉規則第七條第一項の表第四号ホ及びヒ並びに貯蔵規則第二十七條第一項の表第三号ホ及びヒへの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 (略)

(表面密度限度)

第五條 実用炉規則第八條第一号ハ及び貯蔵規則第二十九條第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、別表第一のとおりとする。

(放射線業務従事者の線量限度)

第六條 実用炉規則第九條第一項第一号及び貯蔵規則第三十條第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 (略)

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第四十三條の三の三第一項に規定する旧原子炉設置者等及び法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条

を含む。以下この条において同じ。)に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び十一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 (略)

2 実用炉規則第七十九条第一項第一号及び貯蔵規則第三十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 五 (略)

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第七条 実用炉規則第七十九条第一項第二号及び貯蔵規則第三十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 五 (略)

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第八条 実用炉規則第七十九条第二項及び貯蔵規則第三十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

において同じ。)に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び十一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 (略)

2 実用炉規則第九条第一項第一号及び貯蔵規則第三十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 五 (略)

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第七条 実用炉規則第九条第一項第二号及び貯蔵規則第三十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 五 (略)

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第八条 実用炉規則第九条第二項及び貯蔵規則第三十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

(周辺監視区域外の濃度限度)

第九条 実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号並びに貯蔵設工規則第十四条第一号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(放射線業務従事者の線量の報告)

第十条 実用炉規則第三百三十六条第一項及び貯蔵規則第四十八条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(周辺監視区域外の濃度限度)

第九条 実用炉規則第十五条第四号及び第七号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号並びに貯蔵設工規則第十四条第一号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(放射線業務従事者の線量の報告)

第十条 実用炉規則第二十四条第一項及び貯蔵規則第四十八条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

○運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年経済産業省告示第五百八十九号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基準）</p> <p>第一条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）<u>第八十七条第三号の原子力規制委員会</u>が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。</p> <p>二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。</p> <p>三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。</p> <p>四 発電用原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。</p> <p>イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p>	<p>（基準）</p> <p>第一条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）<u>第十二条第三号の原子力規制委員会</u>が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。</p> <p>二 過去一年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。</p> <p>三 原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。</p> <p>四 原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。</p> <p>イ 原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p>

二 (略)

(確認を受けようとする者の申請)

第二条 規則第八十七条第四号の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

(確認等)

第三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2・3 (略)

二 (略)

(確認を受けようとする者の申請)

第二条 規則第十二条第四号の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

(確認等)

第三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2・3 (略)

○安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）（第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十条第一項の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、次表の上欄に掲げる型式及び設備に於いて、同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。</p>			
<p>型式及び設備</p> <p>一 沸騰水型原子炉 (一) ～ (三) (略) (四) 発電用原子炉の緊急停止機能</p> <p>1 (略)</p> <p>二 加圧水型原子炉 (一) ～ (三) (略) (四) 発電用原子炉の緊急停止機能</p> <p>1 (略)</p>	<p>機器及び構造物</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>型式及び設備</p> <p>一 沸騰水型原子炉 (一) ～ (三) (略) (四) 原子炉の緊急停止機能</p> <p>1 (略)</p> <p>二 加圧水型原子炉 (一) ～ (三) (略) (四) 原子炉の緊急停止機能</p> <p>1 (略)</p>	<p>機器及び構造物</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十一条の二第一項の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、次表の上欄に掲げる型式及び設備に於いて、同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。</p>			

(五)	(略)
、	(略)
(十七)	(略)
(五)	(略)
、	(略)
(十七)	(略)
(五)	(略)
、	(略)
(十七)	(略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）
 （第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

二〇五	一 原子力施設の構造、材料等	再処理施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設及び発電用原子炉施設その他の施設の構造、材料及び機能	八時間	科目	内容	研修時間
(略)						
(略)						

（原子力施設検査員資格研修）
 第二条 検査省令第二条第一号から第三号まで及び第五号の原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。

現 行

二〇五	一 原子力施設の構造、材料等	再処理施設、加工施設及び原子炉施設その他の施設の構造、材料及び機能	八時間	科目	内容	研修時間
(略)						
(略)						

（原子力施設検査員資格研修）
 第二条 検査省令第二条第一号から第三号まで及び第五号の原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。

(溶接安全管理審査員研修)

第三条の二 検査省令第三条の二第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の二第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	内容	研修時間
一 発電用原子炉施設に係る機械又は器具の構造、材料等	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能	五時間
二 溶接技術	溶接材料、溶接設計、溶接施工、溶接管理及び溶接設備	十時間
三 非破壊検査技術	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験及び浸透探傷試験	五時間
四 経営工学	日本工業規格Q9000	四十時間

(新規)

	<p>五 関係法令並びに溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の方法</p>	<p>一 に係るもの</p>	<p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の関係法令</p> <p>二 発電用原子炉施設</p> <p>三 溶接事業者検査の方法</p> <p>四 溶接安全管理審査基準及び溶接安全管理審査の方法</p>	<p>十時間</p>
<p>備考 この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。</p>				

(定期安全管理審査員資格研修)

第三条の三 検査省令第三条の三第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の三第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及

(新規)

び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	内容	研修時間
一 発電用原子炉施設に係る機械又は器具の構造、材料等	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能	十時間
二 発電用原子炉施設に係る機械又は器具の工事、維持及び運用	発電用原子炉施設の運転及び保守	五時間
三 基礎工学	原子力工学、機械工学及び電気工学に係るもの	十時間
四 経営工学	日本工業規格 Q 9001 に係るもの	四十時間
五 関係法令並びに定期事業者検査及び定期安全管理審査の方法	一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の関係法令	十時間

	<p>二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>三 定期事業者検査の方法</p> <p>四 定期安全管理審査基準及び定期安全管理審査の方法</p>
<p>備考 この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。</p>	

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示

(平成十七年経済産業省告示第二百九十九号) (第十条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等)</p> <p>第二条 令第六十三条第一項第三号、第四号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される発電用原子炉、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>第三条 令第六十三条第一項第六号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設(船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。)、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p>	<p>(原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等)</p> <p>第二条 令第六十三条第一項第二号、第三号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される原子炉、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>第三条 令第六十三条第一項第五号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める製錬施設、加工施設、原子炉施設(船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。)、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される加工施設、原子炉施設(船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。)、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p>



○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示
 (平成十七年文部科学省告示第百六十二号) (第十一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、<u>特定試験研究用等原子炉</u>(試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。))若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。))であって<u>研究開発段階にある試験研究用等原子炉</u>をいう。)又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五十三条第二号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。</p> <p>一 六 (略)</p>	<p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第六十三条第一項の表第二号及び第三号並びに第二項の表第二号及び第三号並びに第六十四条の表第二号及び第五号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、<u>試験研究用等原子炉</u>(試験研究の用に供する原子炉(令第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。))若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。))であって<u>研究開発段階にあるもの(発電の用に供するものを除く。)</u>をいう。)又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五十三条第二号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。</p> <p>一 六 (略)</p>

第二条 令第六十三条第一項の表第六号の原子力規制委員
員会が告示で定めるものは、法第二十三条第二項第五
号に規定する試験研究用等原子炉施設（特定試験研究
用等原子炉に係るものに限る。）又は法第五十二条第
二項第七号に規定する使用施設であつて、前条各号に
掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

第二条 令第六十三条第一項の表第五号の原子力規制委
員会が告示で定めるものは、法第二十三条第二項第五
号に規定する原子炉施設（試験研究用等原子炉に係る
原子炉施設に限る。）又は法第五十二条第二項第七号
に規定する使用施設であつて、前条各号に掲げる工場
又は事業所に設置されるものとする。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する
 件（平成二十一年経済産業省告示第二百九十一号）（第十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 百三十二条第一号等の規定に基づき指定記録保存 機関を公示する件</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 十九条の十六の七第一号等の規定に基づき指定記 録保存機関を公示する件</p>

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない
 基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号）（第十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二</p> <p>保存等</p> <p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2第1項の保存、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の2第1項の保存、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第63条第1項及び第68条第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第13条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条の2第1項の保存、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条の2第1項の保存、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第58条第1項及び第63条第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第45条第1項の保存、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施</p>	<p>別表第二</p> <p>保存等</p> <p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2第1項の保存、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の2第1項の保存、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第13条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条の2第1項の保存、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条の2第1項の保存、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第45条第1項の保存、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項</p>

行規則第4条第1項の保存

の保存

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に關して必要な事項を定める告示
 (平成二十五年原子力規制委員会告示第三号) (第十四条關係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二条 規則第三条第四項に規定する原子力規制委員会が指定する機関は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第十七号)第六十七条第五項の規定による指定を受けた機関とする。</p> <p>(電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準)</p> <p>第三条 規則第四条第一項の保存をする場合には、それぞれ核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成二十四年原子力規制委員会告示第二号)別表第一に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度) 第五条 (略) 一・二 (略)</p>	<p>第二条 規則第三条第四項に規定する原子力規制委員会が指定する機関は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第十七号)第七条第五項の規定による指定を受けた機関とする。</p> <p>(電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準)</p> <p>第三条 核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成二十四年原子力規制委員会告示第二号。以下「保存基準」という。別表第二に掲げる保存等をする場合には、それぞれ保存基準別表第一に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度) 第五条 (略) 一・二 (略)</p>

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を発電用原子炉設置者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律（以下「法」という。））第四十三条の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等による発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2

（略）

（運転責任者に係る基準）

第十一条（略）

一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を原子炉設置者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。））第四十三条の三の三第一項に規定する旧原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等による原子炉設置者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2

（略）

（運転責任者に係る基準）

第十一条（略）

一 原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 原子炉施設を設置した事業所において、管理的

管理的又は監督的地位にあること。

四 発電用原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。

イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。

ロ (略)

ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(基準に係る確認等)

第十三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者はその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

4 第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

又は監督的地位にあること。

四 原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。

イ 原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。

ロ (略)

ハ 原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(基準に係る確認等)

第十三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

1 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者はその旨を通知するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。